

報 告 事 項

令 和 4 年 12 月 定 例 会

令和4年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
41	損害賠償の額を定める専決処分について	5
42	訴えの提起に関する専決処分について	9

令和4年報告第41号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年11月14日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

78,210円

2 事故の概要

令和4年9月22日午後1時40分頃、岡崎市十王町二丁目9番地の岡崎市役所東駐車場において、相手方自動車の中2階から1階へ向かう車路を左折した際、路面に接触し、当該自動車の左後部バンパーを損傷する損害を与えた。

令和4年報告第42号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和4年11月8日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 管轄裁判所
岡崎簡易裁判所
- 2 相手方及び農業集落排水処理施設使用料の滞納額

相手方	農業集落排水処理施設使用料の滞納額
個人	694,810円 (令和4年9月22日現在)

- 3 請求の趣旨
相手方に対し農業集落排水処理施設使用料の滞納額、延滞金及び訴訟費用の支払を求める。
- 4 請求の原因
相手方は、農業集落排水処理施設に汚水を排除しているため、農業集落排水処理施設使用料を支払う義務がある。
相手方は、農業集落排水処理施設使用料を滞納しており、再三にわたる催告にも応じないため、支払督促の申立てを行った。
これに対し、督促異議の申立てがあったため、訴えの提起があったものとみなされた。

